

第28回平塚市景観審議会

- 1 日 時 令和6年6月3日（月）
午後3時15分～午後5時00分
- 2 場 所 平塚市役所本館6階 619会議室
- 3 出席委員 5名
野原 卓、小沢 朝江、阿部 貴弘、町田 怜子、田嶋 豊
- 4 欠席委員 0名
- 5 平塚市出席者 まちづくり政策部 武井部長
まちづくり政策課 平田課長
瀬川課長代理兼都市景観担当長
勝山主管
岩崎主査
星野主査
- 6 会議の成立 平塚市景観規則第45条第2項により、委員の過半数の出席により会議は成立していることを報告
- 7 傍聴者 0名
- 8 議事
 - (1) 令和6年度の景観・屋外広告物施策について（非公開）
 - (2) 報告事項
 - ア 屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて（非公開）
 - イ 景観重要公共施設制度の活用について（非公開）

[審議会開会 午後3時15分]

(会長)

では、ここから議事を進行させていただきます。会議は、平塚市情報公開条例及び平塚市景観規則に基づき、原則公開となっておりますが、事前に事務局から、議題（１）「令和６年度の景観・屋外広告物施策について」、議題（２）報告事項（ア）「屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて」、（イ）「景観重要公共施設制度の活用について」は、非公開としたい旨の報告がありました。

会議の公開については、平塚市情報公開条例第３１条及び平塚市景観規則第４７条の規定により、審議会の議決により会議を公開しないことができるとなっておりますので、事務局から非公開とする理由の説明を受けた後に採決をします。

それではまず、事務局から非公開とする理由について、説明をお願いします。

(事務局)

（１）「令和６年度の景観・屋外広告物施策について」、（２）報告事項（ア）「屋外広告物の安全性確保にかかる見直しについて」、（イ）「景観重要公共施設制度の活用について」を、非公開とする理由について、御説明申し上げます。

（１）については、資料の中で現在、施工中の物件について触れていること、また、（２）の（ア）（イ）の議題は、いずれも検討中のものであり、未確定な内容となっておりますが、今後、予定しているパブリックコメント実施にあたり、この段階で景観審議会の御意見を頂きたいと思い、本日、報告させていただくものです。

つきましては、本日、これら未確定、未成熟な段階などの情報を公開することは、不正確な理解や誤解を招く恐れがありますことから、（１）及び（２）の（ア）（イ）の議題につきましては、非公開にさせていただきたいと考えております。御審議の程よろしく願います。

(会長)

ただいまの事務局から説明について、質問や意見はありますか。

よろしいでしょうか。

よろしければ、採決を行いたいと思います。議題（１）及び議題（２）の（ア）（イ）を非公開とすることについて、同意する委員は挙手をお願いします。

賛成多数により、議題（１）及び議題（２）の（ア）（イ）は、非公開としたいと思います。

続きまして、本日の審議会の議事録署名人を私と田嶋委員としたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、議事を進めてまいります。なお、先ほど事務局から御説明があったとおり、本日傍聴人はおりません。

では、議題（１）「令和６年度の景観・屋外広告物施策について」を事務局から説明をお願いします。

【議題（１）及び（２）は非公開議事】

（会長）

では、報告事項は以上ということにさせていただきたいと思います。以上をもちまして、本日の議事は全て終了となります。

[審議会閉会 午後５時００分]